

茨城県地域職業能力開発促進協議会委員の募集（リカレント教育を実施する大学等）について

茨城労働局では、職業能力開発促進法第15条の規定（別添1）に基づき、茨城県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置し、関係機関・関係者の方にお集まりいただき、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握、検証を通じた訓練内容の改善等の取組について協議を行うこととしております（別添2）。

つきましては、地域協議会に参画いただく委員の募集について、お知らせいたします。

1. 募集要件

- ・学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ・大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

2. 構成員の地位及び期待する役割等

（1）構成員の地位

職業能力開発促進法第15条第1項第2号に基づく職業に関する教育訓練を実施する者として参加していただきます。

（2）期待する役割

地域協議会において、大学等が実施している社会人向け教育訓練について紹介いただき、構成員間で意見交換を行うことを期待しています。

3. 就任期間

令和6年11月から令和7年3月31日までを予定しています。

4. 応募方法

応募申込書様式に必要事項をご記入の上、下記7の応募先へ電子メール（件名は「協議会委員の応募について」として下さい。）又は郵便にてご応募ください。

応募期限は、令和6年8月26日（月）～同年9月6日（金）です。

5. 委員の選定

選定結果は、応募者に対して後日ご連絡いたします。

6. その他

地域協議会は、年2回程度（11月頃及び2月頃）開催します。

7. 応募・お問い合わせ先

茨城労働局職業安定部訓練課 担当：山室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

メールアドレス：kyuushokusha-ibarakikyoku@mhlw.go.jp

電話：029-277-8001